

答申第 14 号 (概要)

- 1 **件名** (1)あなたが違反したとされる、平成 24 年〇月〇日〇〇市での携帯電話使用等、同年〇月〇日〇〇市での速度超過 25 未満、平成 26 年〇月〇日〇〇市での一時不停止違反、平成 27 年〇月〇日〇〇市での無免許運転についての「取締り原票」に記載されているあなたの情報。
(2)あなたが違反したとされる、平成 24 年〇月〇日〇〇市での携帯電話使用等、同年〇月〇日〇〇市での速度超過 25 未満、平成 26 年〇月〇日〇〇市での一時不停止違反、平成 27 年〇月〇日〇〇市での無免許運転についての「交通反則通告書」「告知報告書・交通法令違反事件簿」「郵便物等配達証明書」に記載されているあなたの情報。
- 2 **請求者** 高知県外の個人
- 3 **請求年月日** 平成 28 年 8 月 1 日
- 4 **原決定年月日** 平成 28 年 8 月 15 日
- 5 **決定の内容** 個人情報開示請求書の不受理
- 6 **審査請求年月日** 平成 28 年 8 月 30 日
- 7 **個人情報の開示請求を受理できない決定理由**

本件審査請求に係る処分の対象となった公文書のうち「取締り原票」、「交通反則通告書」及び「告知報告書・交通法令違反事件簿」は、交通法令違反事件の取締りにおいて作成する、いわゆる「反則切符」又は「交通切符」の一部をなすものである。

反則切符及び交通切符は、交通事件原票、交通反則通告書または取締り原票等の 6 枚つづりの複写式用紙で構成され、共通する内容として、反則（違反）者の氏名・生年月日・本籍・住所等、反則（違反）車両・反則（違反）日時・反則（違反）場所・反則（違反）事項・罰条等が記載される。

また、「郵便物等配達証明書」は、道路交通法の規定により反則金の納付を書面で通告する場合で、交通反則通告書を送付するときは、配達証明郵便等で送付することとされているところ、当該配達を証明するものとして郵便局が作成し、差出人に対して交付され、配達証明郵便で郵送した際の郵便物の受取人の氏名及び配達年月日が記載される。

高知県個人情報保護条例第 34 条第 4 項は、「この節の規定は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 4 章の規定を適用しないこととされている個人情報については適用しない。」と規定しており、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 53 条の 2 第 2 項では、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下、「行個法」という。）第 4 章の規定は適用しないとしている。

交通反則通告制度は、反則金の納付がされれば刑事事件として公訴を提起されないこととされているに過ぎず、あくまで刑事事件であることに変わり

はなく、反則行為であったとしても、反則金を納付しなかった場合や逃亡のおそれがある場合等交通反則通告制度の適用を受けない場合は刑事事件として訴追の対象となるものであり、反則行為の取締りに係る業務は捜査活動として行われるものである。

反則切符及び交通切符は、交通法令違反事件の捜査活動により作成される公文書であり、これらの切符に構成される書類のうち、「交通事件原票」は検察庁への送致に際して事件記録として送致書に添付されるもので、刑事訴訟法第 53 条の 2 に規定する「訴訟に関する書類」に該当するが、本件公文書には「交通事件原票」と全く同一の内容が複写されるので、同じく「訴訟に関する書類」に該当する。

また、交通反則通告制度では、通告日の翌日から起算して 10 日目の日までに反則金を納付しなかった場合には刑事事件として訴追の対象となるが、「郵便物等配達証明書」はその起算日となる通告日の証拠書類であり、「訴訟に関する書類」であることは明らかである。

以上のことから、本件公文書に記載される個人情報、刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項に定める「訴訟に関する書類」に記録された個人情報であり、条例第 34 条第 4 項により条例の規定を適用しないこととされていることから、当該個人情報の開示請求に対して不受理の決定をしたものである。

8 審査請求の趣旨

本件処分は、不開示決定処分の理由を条例第 34 条第 4 項該当とし、詳しい理由記載はない。

当該規定は、行個法第 45 条の適用除外を指すか、刑事訴訟法第 53 条第 2 項の情報を指し、同情報は同法に基づき開示を求めることのできる情報を定めてあり、本件開示請求情報に係る事件は起訴されておらず、「訴訟記録」に該当しないため、刑事訴訟法第 53 条の情報に該当しない。

なお、開示を求める、「取締り原票」、「交通反則通告書」、「告知報告書・交通法令違反事件簿」は全て刑事訴訟法に基づく公文書でなく、行政処分を科すためのものであり、処分理由の条例第 34 条第 4 項に該当しないため、不開示処分の取り消しを求める。

本件処分は「交通反則通告書」を所持の上、不開示としており、通告を行っていないことが判断でき、通告を行っていないのであるから、道路交通法施行令第 47 条 3 項の「郵便物等配達証明書」は存在しないことになるため、不受理とするものではなく、不存在である旨の決定がなされなければならない。

このように原処分は明らかに矛盾しており、単なる錯誤による処分と史料できる。

- 9 諮問年月日 平成 28 年 9 月 28 日
10 答申年月日 平成 28 年 12 月 8 日
11 審査会の結論 個人情報開示請求について不受理とした決定は妥当である。
12 審査会の判断概要

交通事件原票及びその付属資料は、刑事事件である道路交通法違反事件を処理するために作成され、被疑事件・被告事件に係る内容は全ての書類に記録されることから、全体として道路交通法違反に係る被疑事件・被告事件に関して作成されるものと認められる。

「訴訟に関する書類」の公開等については刑事訴訟法等において規定され、刑事訴訟法第 47 条において、公判廷で公にされるまでは原則として公開は禁止されるなど、刑事事件のために作成された書類については、刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法の規定に基づき、公文書の閲覧等が完結的に判断される。

このことから、刑事訴訟法第 53 条の 2 において行個法第 4 章の規定を適用しないことが定められており、条例においても個人情報の開示に係る規定の適用を除外されているものであり、結果として、これらの個人情報の開示は刑事訴訟法等による立法政策にゆだねられているものと判断される。

交通反則事案にあっては、反則金の納付の通告を受けた違反者がその反則金を納付すべき期間に納付すれば、行政手続である交通反則事案として終了するのであるが、そのことをもって本件公文書がもっぱら行政上の措置を目的として作成される行政文書と解することはできないし、当初「訴訟に関する書類」であった公文書が、その性質を変えて行政文書となると解すべき理由もなく、また、書類の性質や内容を問わず被疑事件・被告事件に関して作成された書類が「訴訟に関する書類」である以上、本件公文書が同一の行為を行政処分と刑事処分とに分け、別々の処分を行うことを目的に作成されたものと解することもできない。

また、「郵便物等配達証明書」は、道路交通法第 128 条第 2 項の規定により公訴の提起又は家庭裁判所の審判の対象となりうる日の起算日となる当該通告を受けた日を証する書類と認められ、「訴訟に関する書類」と判断できる。

なお、「郵便物等配達証明書」について、当該文書は存在しないため、そうであれば不存在である旨の決定がなされなければならないとの主張については、本決定は公文書の存在の有無についての判断を行わず、被疑事件・被告事件に関して作成されることとなる公文書に記載される個人情報の開示請求は受理できないとする決定であり、主張は採用できない。